

議事要旨(1) リスク分担型DBに関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、リスク分担型 DB（以下「本制度」という。）に関する会計処理の検討の審議を行う旨が説明され、その後、藤澤研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

また、本日の委員会では、厚生労働省 年金局 国民年金基金課 基金数理室長 山本進氏が参考人として出席された。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

本制度の会計処理に関する論点

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本制度のうち、一定の条件を満たすもののみを会計上の確定拠出制度に分類する方法は適切と考えられるため、「規約以外の文書等」に限定するのではなく、規約かそれ以外の文書かに関わらず、企業が掛金の追加的な拠出義務を実質的に負っていないものを本件に係る実務対応報告の範囲とするように表現を改めるべきではないか。
 - 企業が掛金を拠出する義務を「実質的に」負っていないものとする文言は、確定拠出制度の定義において、企業が追加的な掛金を拠出する「法的債務又は推定的債務を有しないもの」と規定している IFRS との取扱いの差異が小さくなると考えられるため、当該文言に賛同する。

これらに対して、事務局より、ご意見を踏まえて実務対応報告の文案等の修正を検討する旨の回答がなされた。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本制度の導入以降に、給付減額が生じないように、新たな労使合意に基づく掛金の追加拠出が継続的に行われる場合をどのように取り扱うかについて明らかにする必要がある。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 事後的に掛金の追加拠出が行われた場合、新たな経営判断に基づくのか、それとも当初から意図されていたものなのか、峻別することは困難なため、一律的な取扱いを示すのではなく、規定の趣旨を明確化して、実務の運用においてそれに基づいて判断いただくことを想定している。

開示に関する論点

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本制度の概要について、文案では本制度に関する詳細な記載を例示しているが、本制度を識別できる程度の最小限の情報（例えば、法令等の引用）にとどめて簡潔な記載としてはどうか。
 - 本制度を確定拠出制度に分類する場合は、各期に拠出する掛金の費用処理のみが求められており、リスク対応掛金相当額の総額及び未拠出額の開示を求める趣旨を明確に説明することができないため、当該事項の注記を求める点には反対する。リスク対応掛金の総額を当初に負債として認識する場合や、拠出方法に関わらずリスク対応掛金の費用認識の方法を会計基準で一律に定める場合であれば、開示を求める趣旨を理解できるが、各期に拠出する掛金の費用処理のみを求めることとの関係で、当該事項の注記を求める点には納得感がない。また、リスク対応掛金の総額が定まっている点に着目しすぎているのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 制度の概要に関して、本制度が新たな制度のため、導入当初は理解可能性が高まるとの考えから、詳細な記載を例示している。将来的には詳細な記載が不要になる可能性はある。
 - リスク対応掛金相当額の総額及び未拠出額を開示することは、本制度が通常の確定拠出年金制度と異なることのほか、債務性を考慮した補足説明が必要との意見を踏まえたものであり、開示することに有用性があると考えている。
-
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本制度が従来確定拠出年金制度とは異なる点を理解してもらうことが重要であるため、当面は可能な限り制度の概要を分かりやすく記載すべきである。
 - リスク対応掛金相当額の総額及び未拠出額は規約に定められる内容であり、従業員等においても有用な情報と考えられるため、本制度を採用する場合には当該情報を開示することが適切である。
-
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - リスク対応掛金相当額の総額を当初に負債として計上しないのであれば、通常のコミットメントに関する開示と同様に、将来のキャッシュ・フローの予測に資する情報として、リスク対応掛金相当額の総額及び未拠出額を開示すべきである。

これらに対して、事務局より、ご意見を踏まえて検討する旨の回答がなされた。

以 上